直轄工事検査への立会に関する要領

１．目的

品確法（Ｈ１７．４）の施行を受け、北陸地方整備局では公共工事の品質確保を目的に、県及び市町村を対象として発注関係事務を適切に実施できるよう育成支援を行うこととした。本要領は、直轄工事における検査に県及び市町村の職員が立会を行い、検査技術の習得を図ることを目的とする。

２．立会方法

（１）工事検査に立会を希望する県・市町村職員は、北陸地方整備局ホームページに掲載の「立会対象工事検査予定」の工事名、工事場所等を確認し、申し込む。
【ＨＰアドレスhttp://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/tatiai/tatiai-top.html 】

（２）申し込み方法は、検査予定日の概ね１ヶ月前までに県・市町村名、所属、立会人数（原則、１団体２名まで）、代表者名、連絡先をメールで技術管理課検査係へ送付する。

（３）立会人数は１検査当たり４名程度とし、希望者多数の場合は受付順とする。
立会の可否を検査予定日の３日前までに立会希望者に連絡する。
また、連絡時には検査会場、検査開始時間等を連絡する。

（４）検査終了後、立会者はアンケートへのご協力をお願いいたします。
なお、アンケートについては、別途ご案内いたします。

３．留意事項（立会者）

（１）立会は、検査技術の育成支援のために行うという性格から、立会者は、検査会場でのやりとりについて、守秘義務を負うものとする。

（２）立会者は、検査会場でのやりとりについて生じた疑問等について、原則その場で質問せずに、検査終了後、北陸地方整備局企画部技術管理課へメールで送付すること。

（３）立会検査時間は、概ね９：００～１７：００までとする。

（４）立会者の検査会場までの移動手段は、自ら確保すること。

（５）立会者の服装（ヘルメット、靴、雨具等を含む）は、工事現場内を歩くことができる服装とし、自ら準備すること。

（６）昼食は、立会者側で各自準備すること。

（７）工事検査予定はあくまで予定であり、災害等不測の事情により検査予定日の変更が伴うことがある。

４．問い合わせ先（連絡先）

この要領に関する問い合わせ先及び立会い申し込みは以下による。

国土交通省　北陸地方整備局　企画部　技術管理課　検査係
電話　０２５－２８０－８８８０
e-mail hinkaku@hrr.mlit.go.jp